

# 別添 豊川市消防本部指導指針

消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針

## 第1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

8 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

エ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計と一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、それぞれ当該防火対象物の延べ面積の45%から55%までの範囲にあるとき（アに規定するときを除く。）は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1-4表（一部抜粋）

参 考 図		用途判定
エ	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">一般住宅</div> <span style="margin: 0 10px;">≒</span> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">令別表対象物</div> </div>	複合用途防火対象物 (注)令別表対象物と一般住宅の 複合用途防火対象物

### 13 仮設建築物

仮設建築物は、それぞれの用途別の項に含まれるものであること。

なお、仮設校舎の屋内消火栓設備については、代替えとして大型消火器を歩行距離が30m以下となるように設置することで、令第32条特例適用とすることができる。

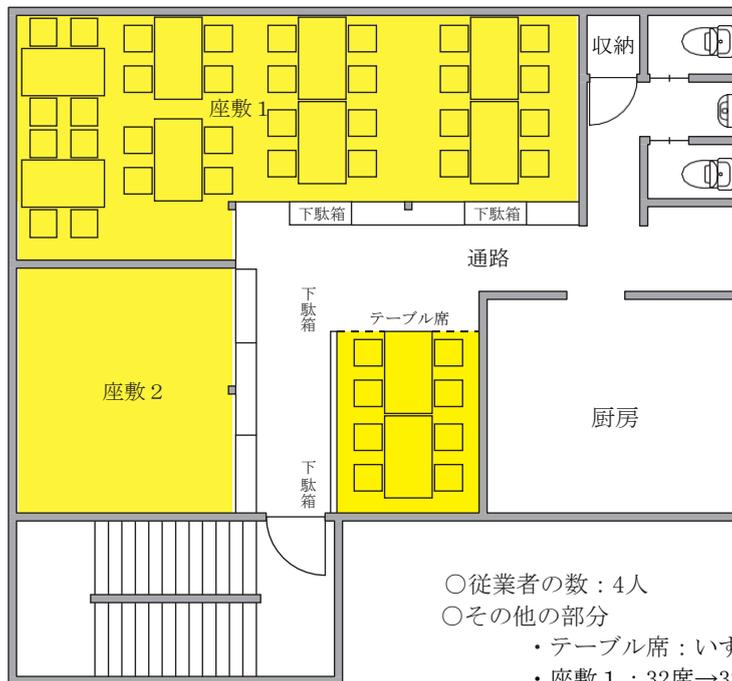
## 第2 収容人員の算定

### 2 共通の取扱い

- (3) 「固定式のいす席」とは、個々の椅子が一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むものであること。ただし、いす席等の配席が決定している場合は、「常時同一の場所において固定的に使用するいす席」としてみなす。

### 3 令別表第1の各項ごとの取扱い

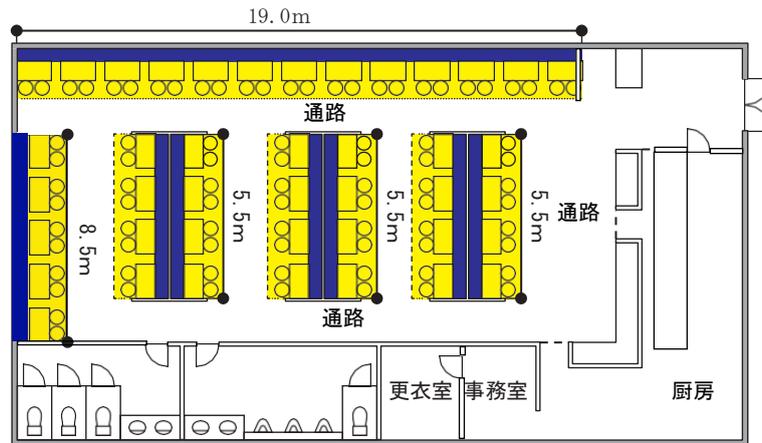
(飲食店の算定方法例) その1



- 従業者の数：4人
- その他の部分
  - ・テーブル席：いす席8席→8人
  - ・座敷1：32席→32人
  - ・座敷2：11㎡÷3㎡≒3.6→3人

階収容人員：47人

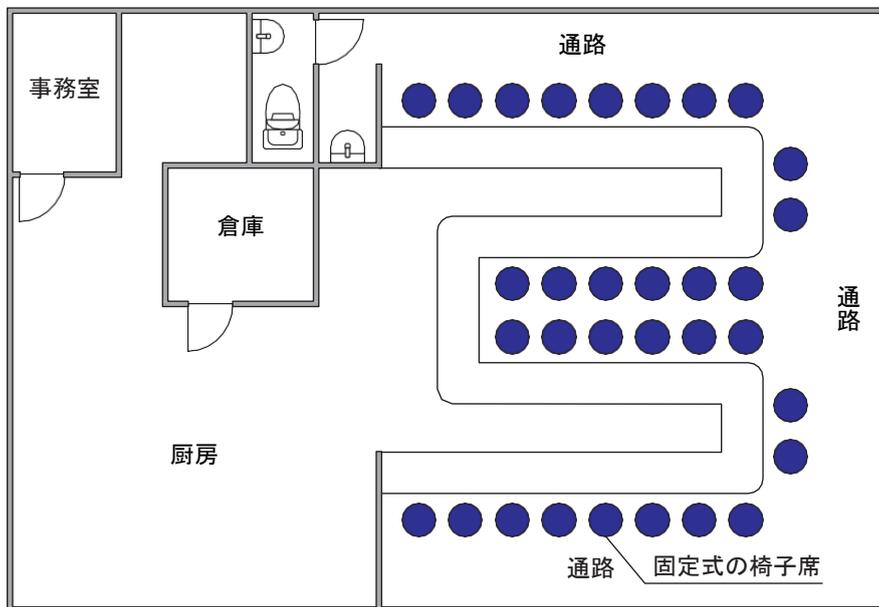
(飲食店の算定方法例) その2



- 従業者の数：6人
- 飲食の用に供する部分
  - 固定式の椅子席（長椅子） 
    - ・  $19.0\text{m} \div 0.5\text{m} = 38 \rightarrow 38$ 人
    - ・  $8.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 17 \rightarrow 17$ 人
    - ・  $5.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 11 \rightarrow 11$ 人  $\times 6 = 66$ 人
  - その他の部分 
    - ・ 84席  $\rightarrow$  84人

階収容人員：211人

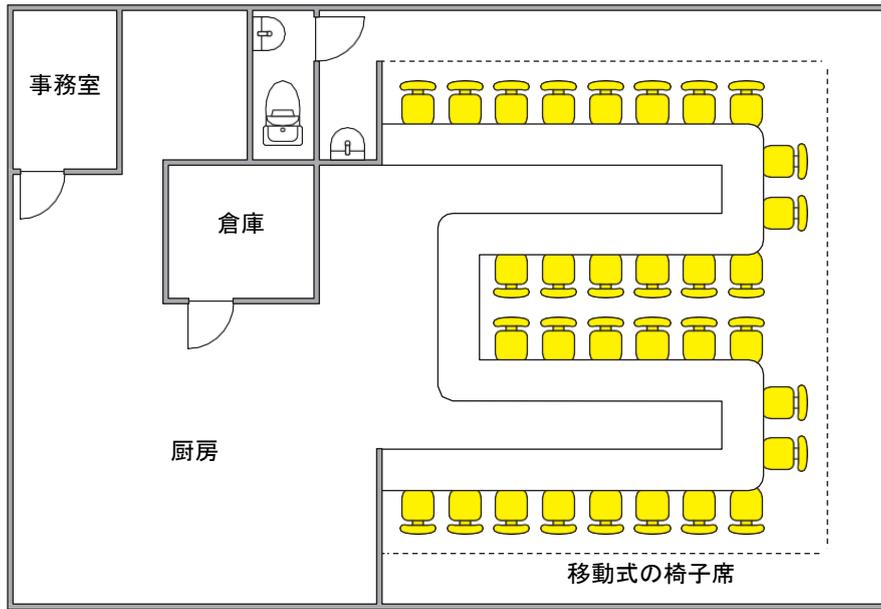
(飲食店の算定方法例) その3



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式の椅子席）：32席  $\rightarrow$  32人

階収容人員：35人

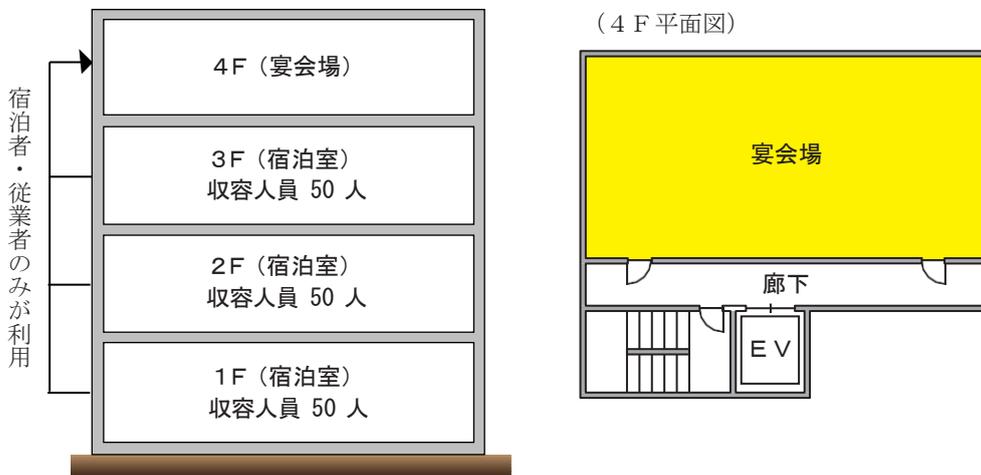
(飲食店の算定方法例) その4



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）：32席→32人

階収容人員：35人

(4) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物

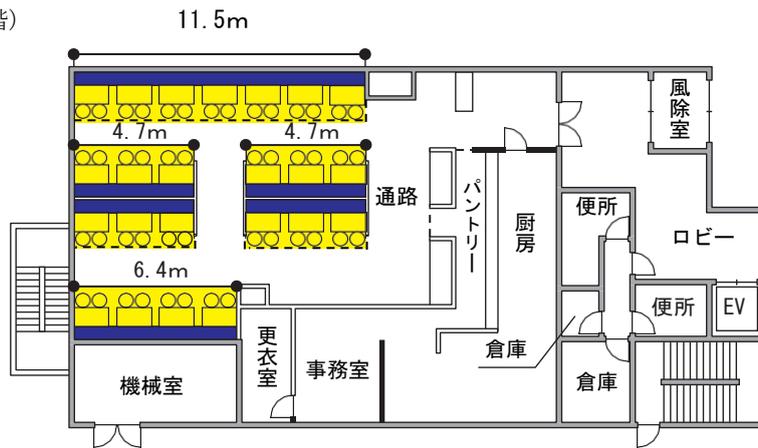


- ① 法第8条の適用に係る収容人員：150人
- ② 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数に、①で求められた収容人員を合算した数により、令第24条の規定を適用する。
- ③ 4階宴会場を「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で算定した数により、令第25条の規定を適用する。

第2-6図

(ホテルの算定方法例)

(1階)



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式の椅子席（長椅子）

・  $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人

・  $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人

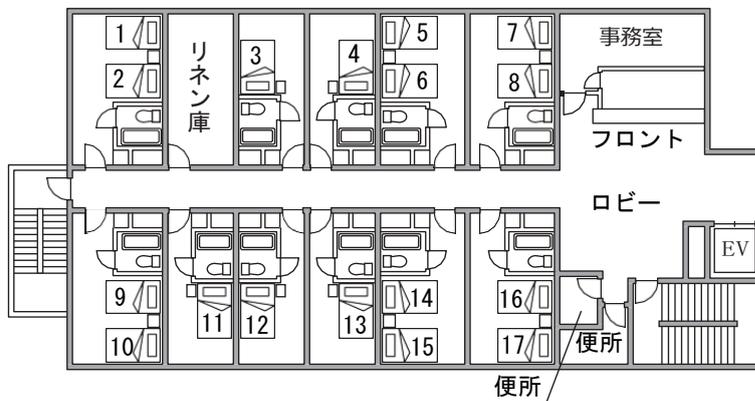
・  $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9 \times 4 = 36$ 人

その他の部分

・ 46席  $\rightarrow$  46人

1階 階収容人員：123人

(2階)

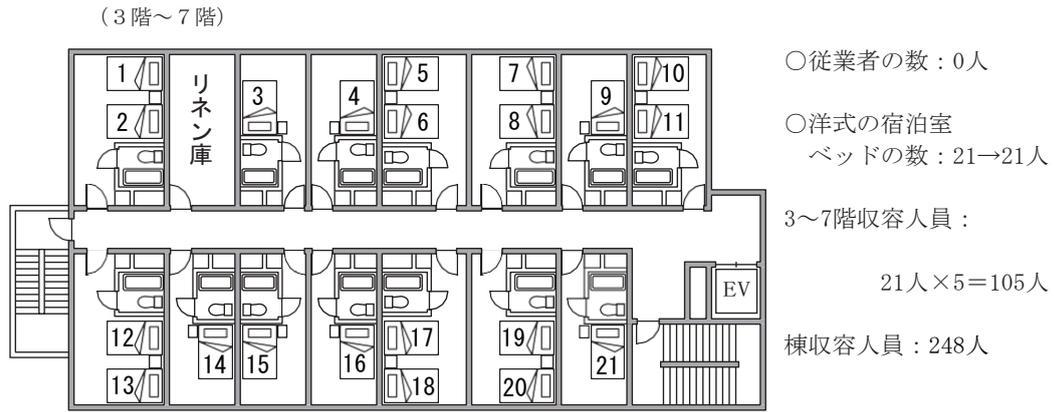


○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室

ベッドの数：17  $\rightarrow$  17人

2階 階収容人員：20人



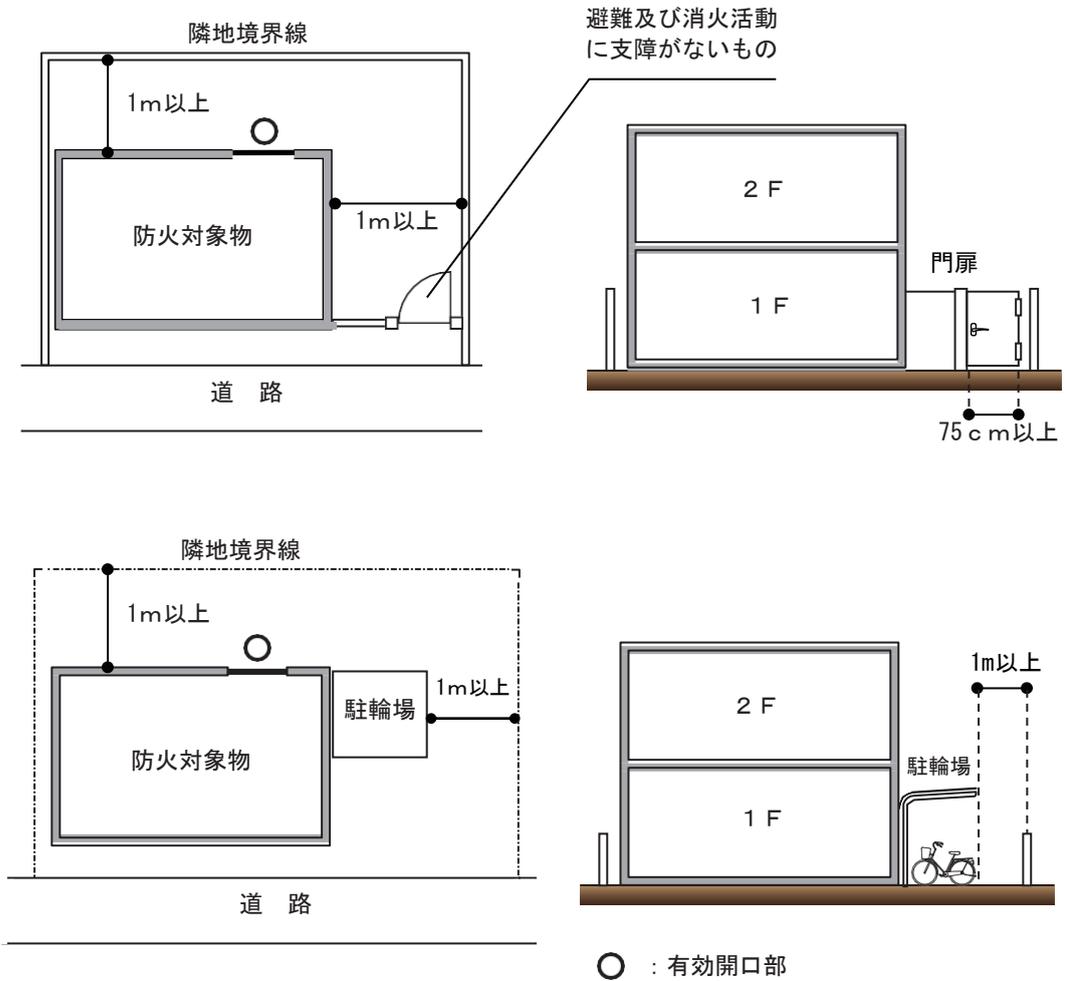
第2-7図

## 第4 無窓階の取扱い

### 2 開口部の位置

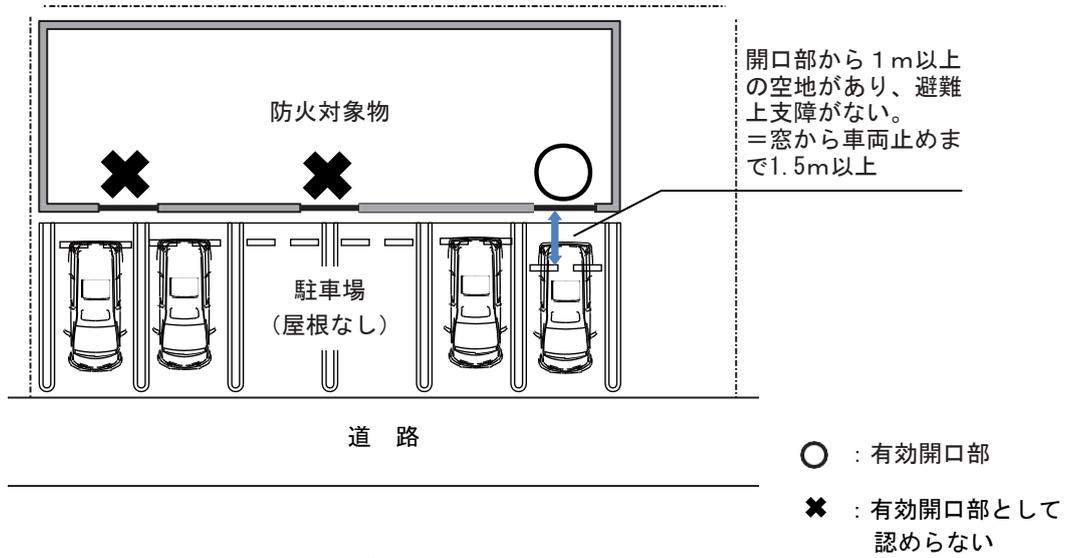
(2) 次に掲げる場所は、規則第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ウ 道に通じる幅員1m以上の通路にある塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火に支障がないもの（第4-6図参照）。



第4-6図

エ 平面駐車場で、避難及び消火活動に支障がないもの（第4-7図参照）



第4-7図

## 第4章 消防用設備等の技術基準

### 第1 消火器具

#### 6 付加設置

##### (2) 火気を使用する場所

エ 「東三河地区消防本部共通消防用設備等の技術基準に関する行政指導指針」の記載のとおり。

### 第2 屋内消火栓設備

#### 3の2 加圧送水装置（高架水槽方式を用いるもの）

(2) 機器は、規則第12条第1項第7号イ（ロ）の規定によるほか、次によること。

イ 貯水槽の材質は、耐火性能を有し、かつ、有効な防食処理を施した鋼板製又はステンレス鋼製であること。

#### 14 屋内消火栓設備の設置を省略することができる場合の要件

特に規定なし。

### 第3の5 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

#### 1 主な構成

(2) 受水槽式（直結・受水槽補助水槽併用式）のものを設置すること。

#### 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるポンプを用いる加圧送水装置

(2) 設置場所は、令第12条第2項第6号の規定による。加圧送水装置に設ける補助水槽の材質は、耐火性能を有し、かつ、有効な防食処理を施した鋼板製又はステンレス鋼製であること。

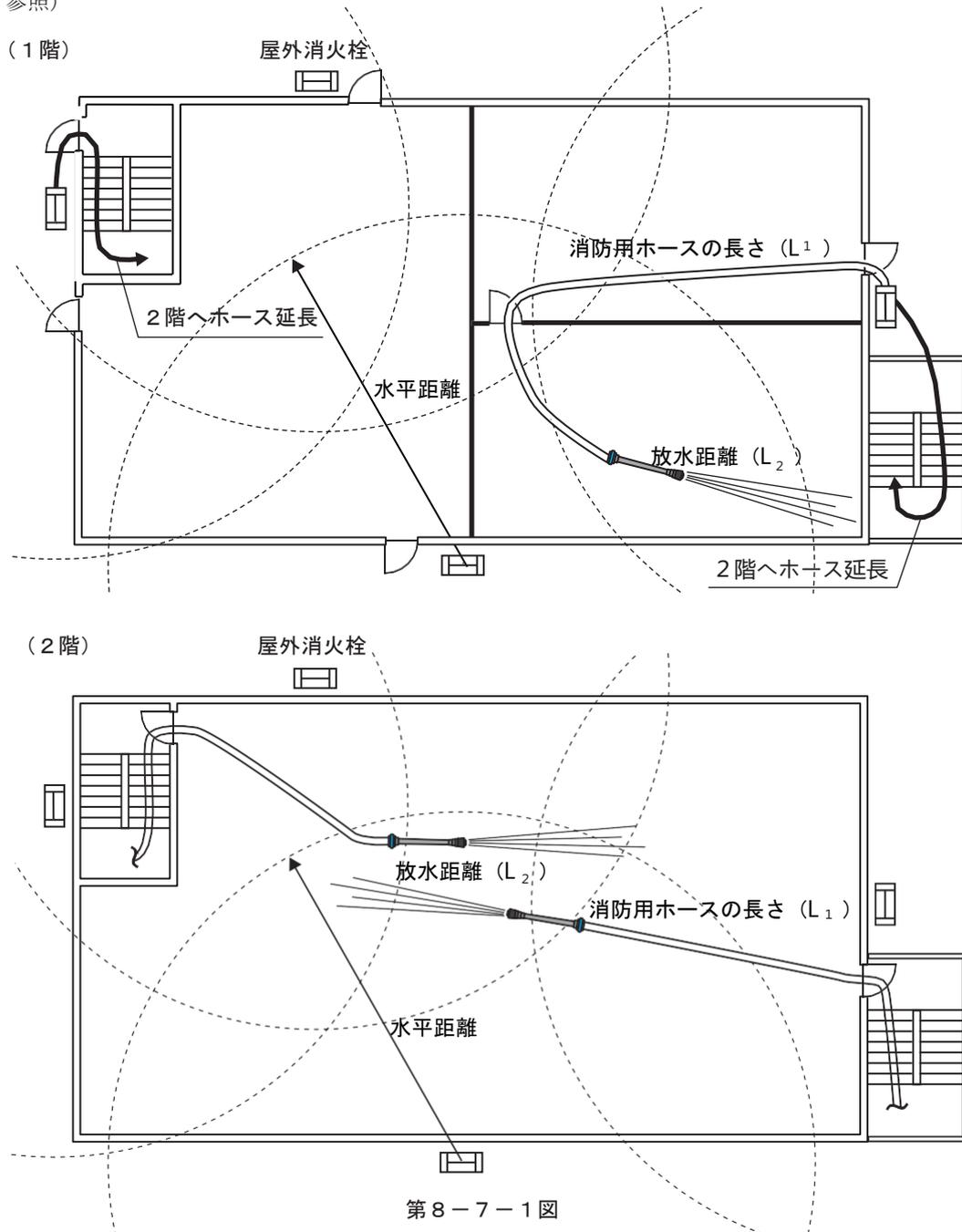
## 第8 屋外消火栓設備

### 7 屋外消火栓の設置位置

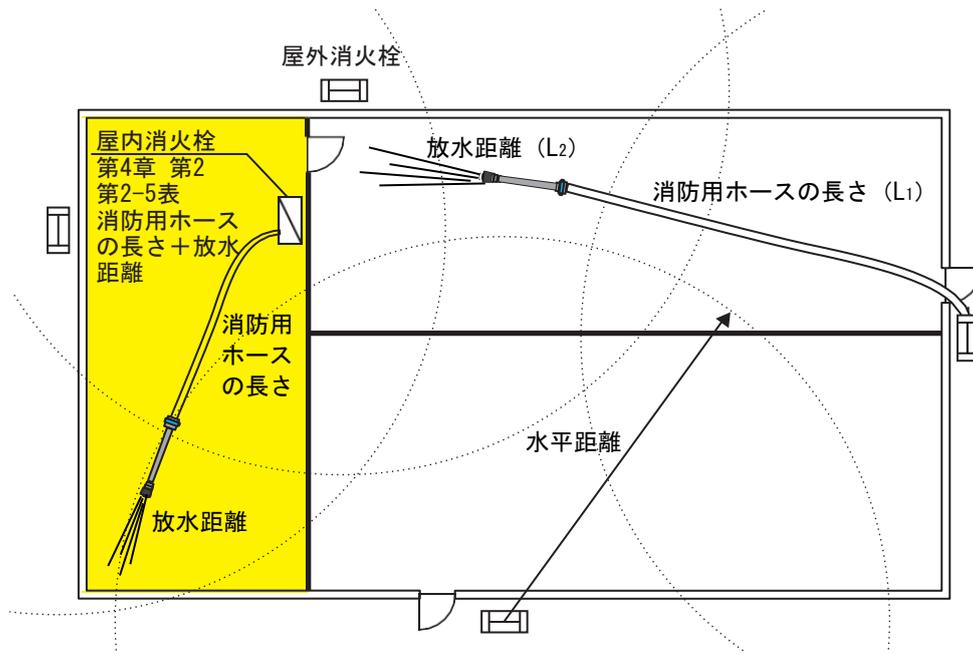
(2) 令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、屋外消火栓設備にあっては、ホース接続口からの水平距離が40mの範囲内で、かつ、当該範囲内に消防用ホースを延長することができ、有効に放水できる部分をいい、この場合の放水距離はおおむね15mとし、設置する消防用ホースの本数は、屋外消火栓設備の警戒範囲の歩行距離を考慮して最大3本までとすること。（第8-7-1図参照）

なお、この場合における摩擦損失計算は、増設ホースを加算して計算すること。

したがって、「有効範囲内の部分」以外の部分については、当該部分に屋内消火栓設備（1号消火栓又は易操作性1号消火栓に限る。）の設置が必要であること。（第8-7-1図、第8-7-2図参照）



令第11条第4項に規定する「当該設備の有効範囲内の部分」とは、  
 $L_1 + L_2$  以下、かつ、ホース接続口からの水平距離が40m以下の範囲をいう。



建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下であっても、当該有効範囲内に消防用ホースを延長することができず、有効に消火することができない部分が存する場合は、屋内消火栓設備を設置する必要がある。

第8-7-2図

## 第4章 消防用設備等の技術基準

### 第10 自動火災報知設備

#### 5 感知器

(1) 感知器は、規則第23条第4項から第7項までの規定によるほか、次により、設置場所の環境状態に適応するものを選択すること。

なお、熱感知器で、粉じん、腐食性ガス等の発生するおそれのある場所に設けるものにあつては耐酸型又は耐アルカリ型の感知器と、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては防爆型の感知器と、水蒸気が著しく発生するおそれのある場所に設けるものにあつては防水型の感知器とすること。

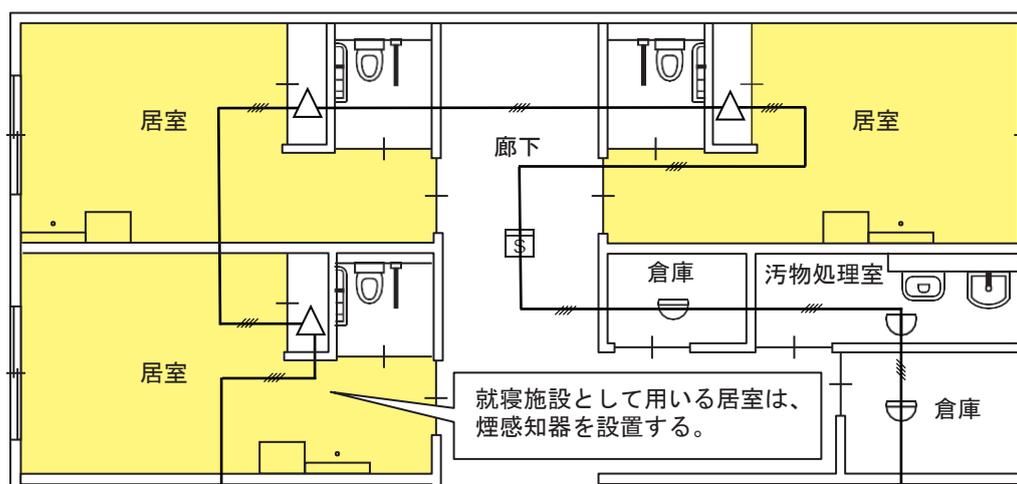
ウ 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器にあつては、次によること。

(ア) 次に掲げる防火対象物の就寝施設として用いる居室は、規則第23条第5項第6号の規定に

かかわらず、煙感知器を設けること。(第10-15図参照)

- a 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物
- b 令別表第1(6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)に掲げる防火対象物
- c 令別表第1(10)項イ(前aからbまでに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)に掲げる防火対象物

(例1) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(無窓階以外の階)



第10-15図

※ △…適した感知器を設置すること。

#### 15 建造物に対する運用

(5) 架台等における設備については、架台等を階ととらえないと判断された場合は、総合盤を設置しないことができる。

## 第 1 4 非常警報設備

### 1 非常ベル、自動式サイレン

(1) 公民館及び集会所について、次による場合は、収容人員の算定を消防法施行令別表第一第 1 項により算定し、非常警報設備の算定は、令 3 2 条を適用して、消防法施行令別表第一第 1 5 項の設置基準で取扱うことができるものとする。

ア 市又は地区町内会が所有管理する集会所等であること。

イ 当該町内会住民のみの利用に限定されて不特定の者の利用に貸出しされないこと。

ウ 2 以上の階を有しないこと。

※ 消火器以外の消防用設備等も上記のとおり取扱うことができるものとする。

## 第 1 5 避難設備

### 3 避難器具の設置

(5) 病院、幼稚園、保育園、社会福祉施設その他避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具は、努めて滑り台とすること。

ただし、避難が困難な者の状況に応じて、救助袋とすることができる。

### 5 避難器具の設置方法等

(4) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

エ はしごつり元側については、屋外側（外向き降下）とすること。

## 第 1 6 誘導灯

10 無窓階における誘導灯の設置免除の特例について  
特に規定なし。